

支給対象世帯

令和5年12月1日時点で、本町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯（生活保護受給世帯を含みます。）

※支給対象世帯であっても、「令和5年度井手町住民税非課税世帯等臨時特別給付金（3万円または7万円）」を受給されている世帯は対象外となります。

支給額

1世帯当たり 10万円（給付は1回限り）

手続き等

（1）確認書送付世帯（返送・申請期限：令和6年3月29日（金）（必着））

対象世帯の世帯主宛に、「確認書等（※）」を郵送します。内容をご確認いただき、お手続きをお願いします。

（※）世帯の状況により内容が異なります。詳しくは、送付するご案内をご確認ください。

（2）申請が必要な世帯（申請期限：令和6年3月29日（金）（必着））

世帯の中に令和5年1月2日以降に井手町に転入された方がおられる場合は、申請が必要です。申請書の内容をご確認いただきご申請ください。

申請書はホームページからダウンロードできる他、役場住民福祉課の窓口で配付しております。

※今回の給付金は、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合、支給対象外となりますので、もし該当される場合は、役場住民福祉課（TEL0774-82-6164）までご連絡ください。